

白杵市高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

〔令和6年度～令和8年度〕

概要版



令和6年3月
白杵市

1. 計画策定の趣旨

本市では、令和3年3月に「臼杵市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、「心豊かに安心して暮らせるふるさとづくり」の基本理念の下、総合計画で掲げた「生活の土台を築き、笑顔あふれる市民が暮らすまち」の実現を目指し、様々な取組を推進してきました。前計画の期間が令和5年度で終了するため、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、高齢者保健福祉を総合的・計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「臼杵市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 基本理念と基本目標

第8期計画では、「心豊かに安心して暮らせるふるさとづくり」の基本理念のもと、計画を推進してきました。基本理念は、本市の高齢者福祉が最終的に目指す姿であることや計画の継続性の観点から、本計画においても、この基本理念を踏襲し、さらに、「第2次臼杵市総合計画」との整合性を図るため、総合計画において位置づけられている施策の方針「高齢者がいきいきと安心して生活する」という視点を反映し、基本理念を「心豊かに、高齢者がいきいきと安心して暮らせるふるさとづくり」とし、より体系的に事業を推進していくため、基本理念に連なる4つの基本目標を整理しました。

基本理念	基本目標	施策の展開	
心豊かに、 高齢者がいきいきと安心して暮らせるふるさとづくり	1 地域で支え合うまちづくり	(1) 支え合いとボランティア活動の推進	①相談支援・情報提供体制の充実 ②地域との協働・連携の推進
		(2) 介護を支える担い手の確保と支援の充実	①介護人材確保のための取組の推進 ②家族介護者への支援の充実
	2 高齢者が健康で生きがいを持って生活できるまちづくり	(1) 社会参加と生きがいづくりの促進	①生きがいづくりの推進 ②地域活動への参加の促進
		(2) 健康づくりと介護予防の推進	①健康づくり施策の充実・推進 ②介護予防の推進 ③介護予防・日常生活支援総合事業 ④自立支援・重度化防止の取組の推進
	3 高齢者が安心して生活できるまちづくり	(1) 高齢者の生活を支える体制の整備	①地域包括支援センターの機能強化 ②生活を支える支援・サービスの提供と充実 ③在宅医療・介護連携の推進
		(2) 安心・安全な生活環境の整備	①安心・安全な生活環境の整備 ②虐待防止対策・権利擁護の推進 ③災害・感染症対策の推進
	4 認知症になっても安心して暮らせる共生のまちづくり	(1) 認知症施策の総合的・計画的な推進	①認知症の正しい知識の普及啓発 ②認知症の人とその家族への支援 ③認知症の早期発見及び早期診療ができるための体制づくり ④認知症の発症予防及び進行予防 ⑤認知症支援ネットワークの構築

「認知症施策推進計画」に係る取組として位置づける施策

3. 基本目標ごとの取組

基本目標1 地域で支え合うまちづくり

(1) 支え合いとボランティア活動の推進

高齢者の地域での生活を支えるためには、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防がそろった地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

そのためには、行政や地域等のあらゆる分野が協働し、支え合う仕組みを実現させる必要があります。また、困りごとや心配事がある場合でも、身近な相談先にすぐに相談することができれば、安心した生活を送ることができます。

地域で支え合うまちづくりを実現するため、情報提供体制の強化やいざという時の相談窓口の充実、地域との連携・協働によるまちづくりの推進に努めます。

①相談支援・情報提供体制の充実

■主な取り組み

- 相談窓口の周知・啓発
- 多様な媒体を活用した情報提供体制の充実
- 地域包括支援センターによる総合相談支援業務の実施
- 関係機関等との連携による相談支援体制の強化

②地域との協働・連携の推進

■主な取り組み

- 地域振興協議会による支え合いの体制づくり
- 高齢者生活支援ボランティア制度の推進
- 生活支援体制整備事業の推進
- 関係機関の連携強化

(2) 介護を支える担い手の確保と支援の充実

在宅で介護をしている家族の介護離職や介護による孤立を防ぐためにも、高齢者とその家族が安心して日常生活を営むことができるよう支援するとともに、必要なサービスが必要な時に受けられるよう、サービス提供体制の充実に努めていく必要があります。

①介護人材確保のための取組の推進

■主な取り組み

- 介護人材の資質向上に向けた取組の推進
- 処遇改善・就労環境向上のための取組の推進
- 「介護のしごと見学会」の開催
- 事務作業負担軽減のための業務効率化の推進
- 介護職の魅力の向上
- 介護人材確保・定着奨励金交付事業
- お達者長生きボランティア制度の活用

②家族介護者への支援の充実

■主な取り組み

- 家族介護用品の支給
- 家族介護者交流事業
- 家族介護慰労事業

基本目標2 高齢者が健康で生きがいを持って生活できるまちづくり

(1) 社会参加と生きがいづくりの促進

高齢者の生きがいづくり活動や社会参加、就労促進等の取組を通じて、健康づくりや介護予防を推進していきます。

① 生きがいづくりの推進

■ 主な取り組み

- 老人クラブ支援事業
- 高齢者サロン活動支援事業
- 生涯学習を通じた生きがい対策の推進
- 生涯スポーツの推進

② 地域活動への参加の促進

■ 主な取り組み

- ボランティア活動を通じた社会参加活動の推進
- 白杵市お達者長生きボランティア制度

(2) 健康づくりと介護予防の推進

高齢者の特性を前提に、自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくためには、保健事業（生活習慣病等の重症化を予防する取組）と、介護予防事業（生活機能の低下を防止する取組）の双方を一体的に実施する必要があります。個別的支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場を中心とした健康教育や健康相談（ポピュレーションアプローチ）を実施し、健康づくりと介護予防を推進していきます。

① 健康づくり施策の充実・推進

■ 主な取り組み

- 保健事業の充実
- 保健事業と介護予防の一体的な実施

② 介護予防の推進

■ 主な取り組み

- 身近な活動の場の充実
- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 介護予防サポーターの養成
- 生涯スポーツの充実
- 保健事業と介護予防の一体的な実施
- 介護予防サポーターのスキルアップ研修・学習会の開催
- 介護予防サポーターによる地区の定期的な運動活動の支援
- ほっと!!生き生き健康体操の普及
- 新しい生活様式に対応した介護予防事業の実施

③ 介護予防・日常生活支援総合事業

■ 主な取り組み

- 短期集中予防サービス
- 介護予防・日常生活支援サービス事業

④ 自立支援・重度化防止の取組の推進

■ 主な取り組み

- 高齢者の自立を促す支援の充実

基本目標3 高齢者が安心して生活できるまちづくり

(1) 高齢者の生活を支える体制の整備

地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域包括支援センターの相談機能の周知と、高齢者の在宅での生活を支えるサービス提供や支援体制の充実に努めます。

①地域包括支援センターの機能強化

■主な取り組み

- 地域包括支援センターの評価
- 地域ケア会議の充実
- 専門職の確保とスキルアップの推進
- 地域包括支援センターの事業（機能）の普及・啓発活動の充実

②生活を支える支援・サービスの提供と充実

■主な取り組み

- 配食サービス
- 高齢者住宅改造費の助成
- 緊急通報装置の設置
- 日常生活用具給付
- はり・きゅう・あんま施術料の助成
- 敬老祝品・敬老週間のサービス・金婚式祝品贈呈
- 福祉電話の設置
- 安心生活お守りキット事業

③在宅医療・介護連携の推進

■主な取り組み

- 白杵市Z会議
- 在宅医療・介護連携の充実
- うすぎ石仏ねっとを活用した医療・介護の効率的な連携推進
- アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の推進

(2) 安心・安全な生活環境の整備

高齢者が地域の中で安心・安全に暮らしていくためには、道路や建物等の整備による生活環境の整備に加え、防犯対策の推進、安心して暮らせる住まいの確保等、様々な面で高齢者の生活を見守り支援する必要があります。また、加齢に伴い判断能力等が低下した高齢者に対しては、その財産や権利を守るための支援が必要です。生活の様々な面から、安心・安全な生活環境を守るための取組を推進していきます。

①安心・安全な生活環境の整備

■主な取り組み

- 交通安全対策の推進
- 運転免許証の自主返納制度
- 買い物支援
- 住宅環境の改善
- 移動手段の確保
- 防犯対策の推進
- 道路・建築物の整備
- 養護老人ホームへの入所支援
- 高齢者の生活ニーズに合った住まいの安定的な確保

②虐待防止対策・権利擁護の推進

■主な取り組み

- 高齢者に対する虐待への対応
- 高齢者の権利擁護等に関する相談支援
- 成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・促進
- 白杵市市民後見センターによる相談支援の実施
- 市民後見人の育成とサポート体制の構築

③災害・感染症対策の推進

■主な取り組み

- 防災対策の推進
- 災害発生時の体制整備
- 白杵市地域防災計画との整合
- 避難行動要支援者の避難支援方策の整備
- 介護事業所の避難確保計画等の作成
- 感染症対策に留意した取組の推進

基本目標4 認知症になっても安心して暮らせる共生のまちづくり

本市では、全ての市民が正しい理解と知識をもち、認知症の人とその家族の視点を大切にすることで、認知症になっても同じ社会で希望をもち、安心して暮らせる共生のまちづくりを目指し、令和3年9月に「白杵市みんなで取り組む認知症条例」を制定しました。

認知症施策のさらなる展開を目指し、認知症条例を軸に、認知症基本法に沿った取組を進めます。

(1) 認知症施策の総合的・計画的な推進

認知症は誰もが関わる可能性のある身近なものであり、一人ひとりが「自分のこと」として考えることが大切です。本市の条例を実現していくことを目指し、これまで以上に認知症に対する正しい理解の促進や早期発見に対する取組を推進していくとともに、認知症の本人の意向を尊重し、介護する家族等を支援する認知症施策を推進するため、本計画の施策を「認知症施策推進計画」に係る取組として位置づけます。

(2) 施策の展開

①認知症の正しい知識の普及啓発

■主な取り組み

- 認知症サポーター養成講座の発展
- 認知症高齢者等声かけ模擬訓練
- 白杵市認知症市民フォーラムの開催
- 認知症の日、認知症月間の取組
- 認知症の人の声を聴く機会を設ける取組
- 若い世代への普及啓発

②認知症の人とその家族への支援

■主な取り組み

- 介護者のつどい・家族支援プログラム
- オレンジカフェの開設と展開
- 活動の場づくり
- 若年性認知症の人への支援
- 認知症ピアサポーター活動支援

③認知症の早期発見及び早期診療ができるための体制づくり

■主な取り組み

- 白杵市の認知症を考える会
- 認知症地域支援推進員の設置
- うすきオレンジサポートチーム（認知症初期集中支援）
- 白杵市認知症お助け帳～認知症ケアパス～

④認知症の発症予防及び進行予防

■主な取り組み

- 定期健診等の受診勧奨
- 健康に関する教育の充実
- 通いの場の拡充

⑤認知症支援ネットワークの構築

■主な取り組み

- 白杵市認知症高齢者等SOSネットワーク
- 白杵市認知症の人にやさしいお店・事業所
- チームオレンジの育成・支援
- 高齢者等GPS機器利用支援事業
- 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

4. 介護保険料の算定

令和6年度から令和8年度までの人口推計と要介護等認定者数の推計から、各サービスの見込量や給付費を推計し、第9期計画期間中（令和6年4月～令和8年3月）の介護保険料を算定しました。

第9期計画期間中の標準月額保険見込料

5,300 円

保険料段階	課税状況		対象者	保険料率	保険料月額 (円)	保険料年額 (円)
	本人	世帯				
第1段階	本人非課税	世帯全員が非課税	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.285 (0.455)	1,511 (2,412)	18,130 (28,940)
第2段階			本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.485 (0.685)	2,571 (3,631)	30,850 (43,570)
第3段階			本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が120万円超の人	0.685 (0.69)	3,631 (3,657)	43,570 (43,880)
第4段階		世帯に課税者あり	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.88	4,664	55,960
第5段階			本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、本人の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額+課税年金収入額が80万円超の人	1.0 (基準額)	5,300	63,600
第6段階	本人課税		本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.2	6,360	76,320
第7段階			本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	6,890	82,680
第8段階			本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	7,950	95,400
第9段階			本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	9,010	108,120
第10段階			本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.8	9,540	114,480
第11段階			本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	11,130	133,560
第12段階			本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	12,190	146,280
第13段階		本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上	2.4	12,720	152,640	

※第1段階から第3段階の区分については、公的な費用を投入し、保険料を軽減しています。()には、軽減前の割合と保険料額を記載しています。



臼杵市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

発行年月 令和6年3月

発行者 臼杵市 高齢者支援課

〒875-8501 臼杵市大字臼杵72番1

TEL 0972-63-1111 (代表)

FAX 0972-64-0964